【商品概要説明書】

財 産 形 成 年 金 預 金

（平成２８年４月１日現在適用中）

１．商 品 名	・財産形成年金預金　（期日指定定期預金型）
２．販売対象	・当行と財産形成年金預金の取引契約を締結した企業（以下「事業主」といいます。）の勤労者の方で、財産形成年金預金契約時に５５歳未満の方 ・１人１契約で、１金融機関に限ります。
３．期　　間	・積立期間は５年以上で、年１回以上の預入が必要です。 ・年金受取開始時までに、最終預入日から６ヵ月以上５年以下の据置期間が必要です。 ・預入毎に「３年後の応答日をあらかじめ満期日とする期日指定定期預金」を作成します。 ただし、預入日（自動継続日）から年金支払開始日の３ヵ月前応答日（年金元金計算日）までの期間が１年未満の場合は、それぞれ年金元金計算日を満期日とする「自由金利型定期預金（Ｍ型）」（単利型）を作成します。 ・自動継続の取扱いにより、最長預入期限（３年）毎の期間で満期日を順延します。 ・この期日指定定期預金は満期日を指定することができません。
４．預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	 ・事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引して預入します。 ・預入された預金は、これをとりまとめ１件の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（Ｍ型）とします。 ・１，０００円以上 ・１，０００円単位
５．払戻方法	・積立期間および据置期間内での払戻しはできません。 ・満６０歳に達した以降、５年以上２０年以下の期間にわたり、３ヵ月毎に指定の預金口座に振込みます。 ・受取日は１日から２８日の間で指定できます。 （当日が銀行休業日の場合は前営業日に振込まれます。） ・最終預入日以後の据置期間中の金利上昇によって、財産形成年金預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加にかかる利子額全部をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
６．利　　息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時（または自動継続時）における店頭表示の利率を、次の実際に預けられた期間に応じ適用します。（固定金利） ①　１年以上２年未満 ②　２年以上３年以内 ・自動継続時には、店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。 ・個々の期日指定定期預金毎に、満期時に一括して支払います。 ・付利単位を１円として、１年を３６５日とする日割計算で１年毎の複利計算とします。

(4) 税　　金	（１年毎の複利計算とは、預入日から１年毎に利息計算を行い、この利息を仮に元本に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。） ・財産形成住宅預金と合算して元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計５５０万円を限度として非課税となります。
７．手 数 料	――
８．付加できる特約事項	――
９．預金保険の適用	・適用されます。(保護対象預金等の合算で、１人当り元本１，０００万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	――
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	・当行がやむを得ないものと認めて解約する場合は、全額解約のみ可能で一部解約はできません。 ・年金としての受取以外の目的で払戻しされるときは、過去５年間にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし、年金の支払開始後５年超の場合には解約利息のみに課税されます。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表１３．の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	――
13. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 ・預入期間が６ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・預入期間が６ヵ月以上１年未満の場合……約定利率×４０％ ・預入期間が１年以上１年６ヵ月未満の場合……約定利率×５０％ ・預入期間が１年６ヵ月以上２年未満の場合……約定利率×６０％ ・預入期間が２年以上２年６ヵ月未満の場合……約定利率×７０％ ・預入期間が２年６ヵ月以上３年未満の場合……約定利率×９０％
14. その他参考となる事項	・１年に１回以上の預入がない場合等、財産形成年金預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税扱いとされていても課税扱いとなります。くわしくは窓口までお問い合わせください。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	・預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・静岡中央銀行 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前９時～午後５時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Ｅメール】info@shizuokachuo - bank.co.ip ・一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・ＰＨＳから） 【受付時間】午前９時～午後５時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）